

議案第 11 号

橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 25 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市集会所設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第19号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
田原集会所	略	応其集会所	橋本市高野口町応其366番地の3
下中集会所	略	田原集会所	略
20区集会所	略	下中集会所	略
		20区集会所	略

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。